

山形県地域公共交通計画 目標達成のための施策事業取組状況（令和6年度の主な取組み）

資料 1 - 5

中目標（1）データの集約・共有

目標・施策	施策の内容	令和6年度実施内容
（1）利用者への幅広く・わかりやすく・一元的な情報提供		
1-1-1 山形県地域公共交通情報共有基盤による情報発信 ＜実施主体＞ 県（事務局）、県内全市町村、及び協議会全構成員	山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）において、公共交通情報をプラットフォーム利用者に対して適切に発信する。	・GTFS-JPをはじめとするプラットフォームのデータについて、ガイドラインに基づき、必要なデータの収集・公開と適切な更新を実施。（県） ・市町村や交通事業者向けに、データ整備・更新、データ活用のための「山形県バス情報（GTFS-JP）オープンデータ化講習」を実施。（協議会） ・山形連携中枢都市圏で共同で業務委託によりGTFS-JPの更新・作成業務を実施。（山形市ほか）
1-1-2 山形県地域公共交通情報共有基盤を活用したオープンデータ活用促進事業 ＜実施主体＞ 県、市町村	・オープンデータの活用を促進するため、県内の大学や高校、ベンチャーなども巻き込んだオープンデータを活用したアプリ開発等を支援する事業を実施する。 ・県は、市町村総合交付金の見直し等を通じ、市町村におけるオープンデータを活用した新たな取組みを促進する。	連携中枢都市圏の各市町コミュニティバス等や路線バスを、地図ソフトを使用して可視化することにより、WGでの連携事業の検討や各市町の取組みに活用。オープンデータ化は継続して検討する。（山形市）
1-1-3 動的なロケーション情報の集約・共有によるMaaS基盤の更なる整備 ＜実施主体＞ 県、交通事業者、市町村、国	・MaaSによる複数モードのシームレスな連結を図るために不可欠な動的なロケーション情報についてAPI化する等、MaaS基盤の更なる整備を図る。 ・そのために県内交通事業者の既存のロケーション情報システムについて、国の支援の活用も視野に入れ、システム改修を行い、オープンAPI化又は主要CP事業者への提供体制の構築を図る。 ・市町村が運営する交通サービスにおいても、動的なロケーション情報の取得・公開が行われている場合、よりオープンな利用が可能となるよう検討を進める。	・やまがたMaaSの取り組みにより、アプリ、ポータルサイトを更新・運用。（山形市） ・バスロケーションシステムの運用継続。（新庄市） ・肘折温泉-新庄線において、バスの運行情報や位置情報を公開。（大蔵村）
（2）サービス改善のための幅広いデータの収集・共有		
1-2-1 山形県地域公共交通情報共有基盤による情報集約と共有 ＜実施主体＞ 県（事務局）、県内全市町村、及び協議会全構成員	・山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）において、地域の移動を分析・検討するための幅広いデータを集約し、関係者間で共有する。（具体的な運用については、付則2.を参照） ・特に、病院、福祉施設、教育機関の利用動向や、交通事業者以外の送迎サービスや移動支援サービスの内容等、従来の交通担当部局の枠を超えた情報の集約・共有を進め、きめ細やかなニーズの把握、異なる分野の関係者の連携に繋げていく。	県立新庄病院の移転に伴う、近隣市町村の公共交通の情報収集。（最上町）

中目標（２）移動のシームレス化

目標・施策	施策の内容	令和６年度実施内容
（１）複数のサービスを乗り継ぐ際の利便性向上		
２－１－１ 交通系ＩＣカードの導入 ＜実施主体＞ 山交バス、庄内交通、県、国	・山交バス、庄内交通両社路線すべてにＪＲのＳｕｉｃａ機能も有する地域連携ＩＣカードを導入する。 ・県、国は初期導入費用を支援する。 ・交通系ＩＣカードの利用実績に関するデータについては、県及び山形県地域公共交通活性化協議会が求める場合には、支援を受けた山交バス及び庄内交通はこれを無償で提供する義務を負う（提供に際しての追加コストが多大な場合にのみ、その実費用を請求できる）。	・ＩＣカードデータ等を可視化・分析するためのシステムを導入する事業者に対し補助を行う。（県） ・ＩＣデータ可視化・分析システム導入（山交バス、庄内交通）
２－１－２ 市町村営交通における交通系ＩＣカード導入の促進 ＜実施主体＞ 山交バス、庄内交通、市町村、県、国	・市町村においては、市町村営交通へ、一定の需要のある定時定路線や観光路線など、その必要に応じて、交通系ＩＣカードの導入を図る。 ・山交バス及び庄内交通は、市町村営交通が交通系ＩＣカードの導入を図る際の負担を軽減するため、自社のシステムへの参画を受け入れる等、必要な措置をとる。 ・県は、県が支援する交通系ＩＣカードのシステム開発などへの助言や要請などを通じ、市町村営交通への交通系ＩＣカード導入を促進する環境が整備されるように努める。 ・県及び市町村は、その公共交通や観光等における広報・啓発活動において、交通系ＩＣカードの導入について紹介する等、県内外の利用者に対する交通系ＩＣカードの普及・啓発を図る。	ＨＰの活用などによるＩＣカードの普及啓発。（県、庄内交通、山形市、新庄市、米沢市、南陽市、中山町、河北町、大江町、最上町）
（２）移動サービスを利用する際の手間やバリアの軽減		
２－２－１ 待合施設の整備による乗継利用の促進 ＜実施主体＞ 交通事業者、市町村、県	・乗継利用を促進するため、交通事業者・市町村は、降雪などの気象条件に関わらず待合可能な施設の整備を促進する。 ・県は、市町村総合交付金の見直し等を通じ、市町村における乗換拠点等の整備を促進する。	・道の駅やまがた蔵王、山形駅西口、市役所前にてバス運行情報を表示するデジタルサイネージを整備する（令和７年４月稼働予定）（山形市、山交バス） ・近隣で３つに分かれていた『上杉神社前』バス停を１つのバス停に統合し、分かりやすさを向上させた。（米沢市）
２－２－２ 交通拠点・機関のバリアフリー化の促進 ＜実施主体＞ 交通事業者、市町村、県、国	・交通事業者は、駅や交通結節点となる拠点、幹線路線の車両をはじめとし、そのサービス全般のバリアフリー化を進める。	・ノンステップバスの導入。（山交バス、庄内交通） ・仙山圏交通網の充実に向けた仙山線の利用促進及び利便性向上プロジェクトに基づき山寺駅のバリアフリー化を検討する。（山形市） ・市営るんるんバス用ノンステップバス車両（１台）の購入（納車）。（酒田市）

中目標（３）移動の軸となる公共交通事業（鉄道・バス・タクシー）の維持・強化

目標・施策	施策の内容	令和６年度実施内容
（１）広域移動を支える鉄道・幹線バスのサービス維持・強化		
３－１－１ 地域を支える幹線バスネットワークの見直し ＜実施主体＞ バス事業者、市町村、県、国	・バス事業者は、市町村間幹線バス路線の交通ネットワーク全体における位置づけやサービス内容を見直し、利便性と持続性双方の向上を図る。 ・市町村及び県は、市町村間幹線バス路線のそれぞれの地域における必要性を検討し、必要なものについては、地域に重要な路線として位置付け、支援のあり方を見直す。 ・国は、幹線バス路線への補助制度について、要綱の内容及びその解釈も含めてわかりやすい解説に努める。 ・県内幹線ネットワーク全体において、本計画に基づき見直しを行った路線を含め、過去に地域公共交通計画、生活交通確保維持改善計画において補助対象となっていない運行系統について、地域公共交通確保維持改善事業補助要綱別表２の５、の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす計画に位置付けられた系統として、申請することとする。また、これまで生活交通確保維持改善計画において補助対象となっていた一部の運行系統について、経路変更等を見直しを行う地域公共交通利便増進事業を実施する。 （対象は計画P142のとおり）	・国と地域間幹線系統補助制度と協調して地域間幹線系統バス路線の運行維持を図るための補助を実施。（県） ・令和３年度に、生活交通路線として支えていく必要があるとして地域公共交通計画に位置付けた地域間幹線系統について、山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会の議論を経て必要な見直しを図る。（県）
３－１－２ 既存路線の近傍にあるニースの取込 ＜実施主体＞ バス事業者、県、鶴岡市、西川町、国、鶴岡DEGAM	・出羽三山において唯一定時定路線交通の接続が無い湯殿山へのアクセスを確保し、出羽三山巡りや六十里越街道の観光ニースの取込みを図るため、例えば、既存路線の沿線にある道路施設を活用した交通結節点の新設を検討する等、湯殿山への公共交通アクセスの整備を図る。	【事前予約制】つるおか観光ライナー ・鶴岡市中心部（２ヶ所）と出羽三山（５ヶ所）を結ぶ観光ハイヤーの運行に対して助成することにより、ハイヤー利用を促進し、観光地への誘客を図る。 【事前予約不要】つるおか観光しゃとるバス ・鶴岡駅と羽黒山や高速バス停留所、湯殿山を結ぶシャトルバスを7/13～8/25の土日祝日限定で運行。鶴岡駅や羽黒山から湯殿山行きの交通手段確保のために実施。（鶴岡市）
３－１－４ 鉄道と鉄道駅からの二次交通の連携 ＜実施主体＞ JR東日本、山形鉄道、バス・タクシー事業者、市町村	・JR東日本及び山形鉄道は、そのダイヤに接続することを目的とした一定の鉄道駅からの二次交通（付則４．参照）に対して、鉄道ダイヤ改正時に合わせた二次交通のサービス変更が遅滞・支障なく実施されるよう情報提供を図る。	・県内各路線のダイヤ改善等による輸送力の強化や利便性向上を図るため、各市町村や学校のニースを把握し、JR東日本に対し、山形鉄道やバスとの接続時間の調整を要望した。（山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会）
３－１－５ 地域を支える山形鉄道フラワー長井線の支援 ＜実施主体＞ 山形鉄道、長井市、南陽市、白鷹町、川西町、県、国	・山形鉄道は、安全運行・安定運行の更なる推進、増収・集客対策による持続可能な経営の継続、地域の公共交通機関としての地域と連携した取組の実施を柱とするR3年度からR7年度までの次期経営改善計画に基づき、事業を実施する。 ・沿線市町及び県は、現行の上下分離方式を次期経営改善計画期間においても維持するとともに、国庫補助の状況や山形鉄道の経営状態も鑑み、R2年度までと同様の負担割合で「下」部分への支援を継続する。 ・国は、山形鉄道の安全性維持・向上のための設備更新等への支援を引き続き実施する。 ・経営改善委員会において、毎年の業績等を検証するとともに、経営環境や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて適時計画を見直していく。 ・フラワー長井線等の利便性向上を図るため、デュアル・モード・ビークル推進協議会と連携し、フラワー長井線（荒砥駅）とJR左沢線（左沢駅）とを乗り換えなしで結ぶDMVの導入を推進する。	2市2町（長井市、南陽市、白鷹町、川西町）と県において、令和３年度から新たな経営改善計画に基づき、山形鉄道運営助成基金負担金等により継続して支援を実施。 また、フラワー長井線利用拡大協議会において利用拡大に向けた取組みを継続して実施する。（長井市、南陽市、白鷹町、川西町、県）

目標・施策	施策の内容	令和6年度実施内容
(2) 地域内移動を支えるバス・タクシーのサービス維持・強化		
3-2-1 地域内交通ネットワークの確保・維持・改善 ＜実施主体＞ バス事業者、市町村、県、国	・＜施策・事業 3-1-1＞の幹線バスネットワークの見直しに合わせて、市町村内交通ネットワークについても見直す。 ・特に、幹線バス路線で新たな系統が補助対象となると見込まれる市町村において具体的な見直しを実施する。 ・上記の見直しを行い、地域内交通ネットワークとして位置付けられた交通サービスについて、本計画の記載に則って、公共交通が地域の生活の維持と活性化に不可欠であるとの認識に立ち、当該市町村が主体となって不断の見直しと改善を行いつつ、国・県を含む地域全体の負担により、支えられるべきものとして、サービス水準の維持・確保を図る。	・令和6年4月1日から南原地区・築沢地区で乗合タクシーの運行を開始した。（1/6から上郷地区での運行も開始）（米沢市） ・令和6年4月から町バス路線を5路線から6路線に拡充し、利用者の乗車時間の短縮や混雑解消を図った。（金山町） ・デマンド型乗合タクシーを運行するタクシー事業者に補助金を交付し、町内便及び町外便を運行している。令和6年度は町内便の10時便の増便を行った。（舟形町）
3-2-2 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の協議会による交付 ＜実施主体＞ 山形県地域公共交通活性化協議会 （市町村、県、国）	・市町村毎に申請している地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8の5.における同要綱別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす計画の対象区域が県内全域にわたることから、本計画を策定する協議会で県内市町村の国庫補助金に係る計画をとりまとめ、当該計画の申請や事業評価を、協議会を通じて行う。 ・上記の要綱別表8の5.に基づき、市町村単独で申請した場合の国庫補助上限額に達している市町村に対して、県内市町村の国庫補助上限額の合計額と上限額に達していない市町村の国庫補助の合計額の差額を交付する場合においては、協議会において協議し、配分額を調整する。	・国庫補助について、国や市町村と調整し交付申請、各市町村への配分を実施。（協議会）
3-2-3 乗用タクシーの地域公共交通への活用促進 ＜実施主体＞ タクシー事業者、市町村、県	・市町村は、ドアツードアの移動手段確保の検討に際しては、乗用タクシーの活用も視野に入れ、デマンド交通とタクシー事業の適切な役割分担と連携が図られるよう努める。 ・県は、市町村総合交付金の見直し等を通じ、市町村における乗用タクシーの地域公共交通への活用を促進する。	・金井地区西部においては実証運行を継続し、利用者のニーズや課題等の整理を行った。楯山地区においては、令和5年度の運行内容から大幅に見直しを行い運行実験を継続した。（山形市） ・国庫補助について、国や市町村と調整し交付申請、各市町村への配分を実施。（協議会）令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間、指定する市内観光関連施設間の移動にタクシーを利用した場合に、利用1回につき乗車運賃を500円にする事業を行う。（寒河江市）